

令和6年度
桑名市小規模保育施設等整備事業者
募集要項

令和7年1月

目次

1. 募集の趣旨	3
2. 募集内容	3
3. 応募できる事業者の資格要件	4
4. 整備及び運営に係る条件	5
5. 開所に係る補助金について	7
6. 応募手続き	8
7. 提出書類	8
8. 質問	9
9. 競争的対話	9
10. 事業スケジュール	10
11. 事業者の選定	10
12. 注意事項	12
13. その他	13

1 募集の趣旨

桑名市では、平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度の下で、保育事業を行ってきました。桑名市においても少子化傾向にありますが、共働き家庭の増加などに伴い保育施設の利用ニーズは増加傾向にあります。中でも3歳未満児の保育需要が伸びていることから、「桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第75号）」に規定する「小規模保育事業」を行う事業者を募集します。

また、本事業では、待機児童対策のための小規模保育所の整備を実施するとともに、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等に対応した、民間ならではのアイデアをもとにした新たなサービスや機能を付加する事業提案を広く募集します。

2 募集内容

(1) 募集する事業者

社会福祉法人、学校法人、株式会社等の法人格を有する者

(2) 募集する小規模保育事業の区分

新規に設置する小規模保育事業A型（以下「小規模保育事業」という）

(3) 開設時期

令和7年10月までに開設

(4) 公募期間

令和7年1月10日（金）～令和7年3月7日（金）

(5) 募集定員

桑名市から保育の必要性の認定を受けた3歳未満児（年度途中で3歳に達した場合は当該年度末まで）

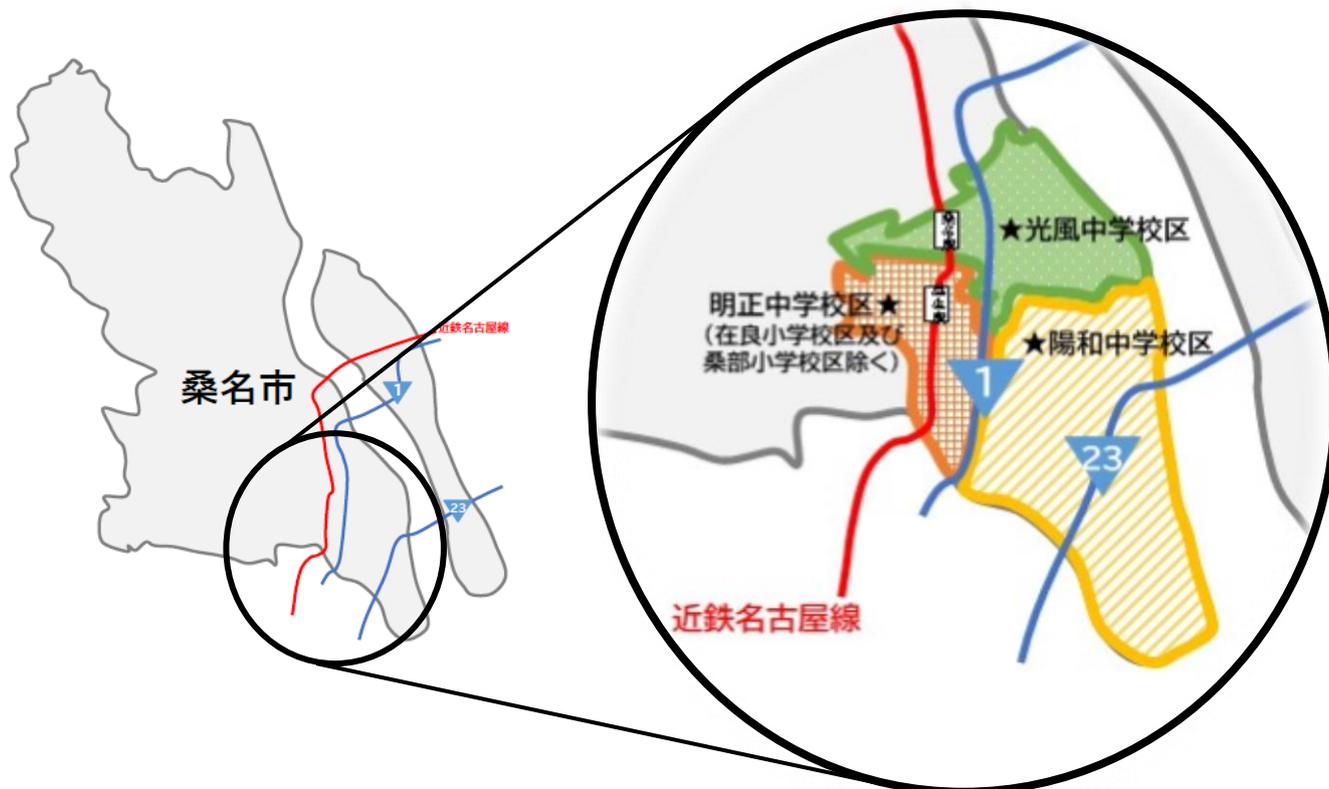
利用定員は19人以下。定員構成は、0歳児（3人以上） \leq 1歳児 \leq 2歳児とすること
設置数は1か所。

(6) 募集地域

募集地域は、桑名市内の陽和中学校区、光風中学校区、明正中学校区（在良小学校区及び桑部小学校区除く）において、1か所設置します。（以下、参考地図参照）

なお、既存の特定教育・保育施設に隣接する場所（半径約500m圏内）への設置は原則認めません。（設置場所については、競争的対話等で市に相談してください。）

(参考地図) 小規模保育施設開設募集地域



3 応募できる事業者の資格要件

(1) 本公募に応募できる事業者は令和7年10月までに小規模保育事業の設置・運営を確実に行うことができ、かつ以下の要件を満たす必要があります。

- ① 桑名市家庭的保育事業等の認可に関する審査基準（平成28年桑名市告示第157号）を満たすこと
- ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号に規定する事項に該当しないこと
- ③ その他法令等に違反する事業者でないこと

(2) 次のいずれかに該当する場合は、失格とし、選定対象から除外します。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 桑名市から指名停止措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続きを行っている者
- ④ 国税、地方税を完納していない者
- ⑤ 事業所の設置者及びその長が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び桑名市暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団密接関係

者（以下「暴力団員等」という。）

(3) 応募事業者は次の事項を遵守してください。

- ① 応募に際して、当該事業所設置場所を選定された事業以外の用に供しないこと。
- ② 桑名市小規模保育施設等整備事業者募集に関する公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）での審査の後、市長が選定した事業者自らが新たに設置する事業所を運営すること。（第三者に運営委託しないこと。）
- ③ 事業所の運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならないこと。
- ④ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第465号）等を熟知し、保育事業に熱意を持ち、小規模保育事業の運営を適切に行う能力を有すること。
- ⑤ 桑名市の保育行政をよく理解し、積極的に協力すること。

4 整備及び運営に係る条件

(1) 法令の遵守

施設の整備及び運営に当たっては、児童福祉法、桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令を遵守すること。

(2) 事業所の運営

保護者とのコミュニケーションを常に図るとともに、要望や苦情等に対しては、誠意を持って対応するなど、保護者の意見を事業運営に反映させてください。

適切な苦情解決を図るため、苦情処理の仕組みを整備するとともに、苦情解決責任者、苦情受付担当者を配置してください。また、第三者委員の配置に努めてください。

事業所の設置者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければなりません。また、当該評価の結果を公表するよう努めてください。

定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めてください。なお、桑名市による指導監査及び巡回指導を受けていただきます。

(3) 公募条件の遵守

事業所の運営にあっては安全確保を第一にすることはもちろんのこと、桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例や当該募集要項に記載している内容について、遵守し誠実に履行してください。

事業所運営開始後は、ここに定める条件等が遵守されているかどうかについて、桑名市が検証を行います。

(4) 応募申請内容の遵守、履行

桑名市小規模保育施設等整備事業者申請書（様式1-1）に記載された事項について、計画通り誠実に履行してください。

(5) 開設時期

開設準備期間中においても必要に応じて、地域住民等への説明を十分に行うなど地域の理

解を得るとともに、事業所整備工事等を遅滞なく円滑に進め、認可及び確認を受けて、令和7年10月までに開設すること。

その際、事業所の改装に伴う設計や工事の実施、運営に当たっては、児童福祉法、建築基準法等関係法令の遵守はもちろんのこと、地域住民等への説明を選定候補者の責任において行うこと。

(6) 開所時間

最低でも1日8時間以上の開所としてください。ただし、地域の保育ニーズがある場合及び改修等の補助を受けて開所する運営主体は原則として1日11時間以上の開所としてください。

また、休園日は日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日、12月29日から翌年1月3日の間とします。ただし、休日・年末年始保育実施事業所は、この限りではありません。

(7) 給食の実施

ア 給食の実施については、主食等を含めて完全給食とすること。また、給食におけるアレルギーの対応は、除去食、代替食などにより、子ども一人ひとりの状況に応じたものとする。

イ 食事の提供は、原則として自園に設置した調理設備で調理する方法により行うこと。ただし、当該事業所の設置事業者が他の社会福祉施設を併せて設置するときは、調理室を兼用とすることができます。

ウ 調理員を小規模保育事業所に配置しなければならない。ただし、自園での調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設(下記エ参照)から食事を搬入する場合にあつては、調理員を配置しないことができます。

エ 以下に掲げるいずれかの施設(当該施設において調理を行う施設に限る)から食事を搬入する方法による場合のみ、外部から搬入した食事を給食として提供することも可能です。ただしこの場合においても、事業所には必要な調理のための加熱、保存等、調理機能を有する設備を備える必要があります。また保健衛生面・栄養面については保健所等による助言・相談に従ってください。

(ア) 連携施設

(イ) 同一事業者又は関連法人が運営する他の特定教育・保育施設、社会福祉施設、医療機関

(8) 保育内容

保育内容については、児童福祉法に定める各規定、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労省告示第141号)、その他諸法令(桑名市の条例、要綱含む)並びに通知等を基本とすること。

(9) 多種多様な保育の実施

インクルーシブ保育に取り組むよう努めること。

(10) 地域の子育て支援事業

地域の子育て支援事業(子育て相談等)に取り組むよう努めること。

(11) 保護者の費用負担

桑名市が予め認めた費用（※）以外は、原則的に保護者に負担を求めないこと。ただし、保育サービス等の提供の対価として必要な場合は、保護者と協議し、理解を得て実施すること。

※（例）延長保育サービスに伴う利用料金等

(12) 交通安全の遵守

園への登園、降園時の交通安全を確保し、保護者等への注意喚起を行うこと。

また、職員、利用者向けの駐車場を十分に確保し、路上駐車防止等に配慮を行うこと。

【留意事項】

(1) 連携施設の設定について

地域型保育事業者は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保する必要があります。

- ①利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- ②必要に応じて、代替保育（地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該地域型保育事業者に代わって提供する保育をいう）を提供すること。
- ③保育の提供を受けていた利用乳幼児を当該保育の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(2) 設備について

- ①事業実施者が所有又は賃借する建物において実施するものとする。
- ②衛生的な調理設備及び便所を設け、保育室等と区画されていること。
- ③構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。

5 開所に係る補助金について

施設改修等を行う場合、予算の範囲内において補助金を交付します。次に示す概要の補助額や補助割合等については変動する場合がありますので、あらかじめご了承ください。工事は令和7年度内に実施してください。

国庫補助金の名称	内容	対象経費	基準額・補助割合
保育対策総合支援事業費補助金 (保育所等改修費等支援事業・小規模保育改修費等)	賃貸物件等を活用した小規模保育事業所の新設に必要な経費の一部を補助する。	改修費等 賃借料 礼金 (敷金を除く)	【補助基準額】以下の①、②を比較して少ない方の額 ① 25,972 千円 ②対象経費の実支出額予定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額 【補助割合】 3/4

6 応募手続き

- (1)提出期間 令和7年2月7日(金)から3月7日(金)まで
- (2)受付時間 午前9時から午後5時まで(土、日、祝日を除く)
- (3)提出部数 正本1部(電子メール)、副本6部
- (4)提出方法

正本は、幼保支援課へ電子メールにて提出してください。その他の方法による提出は認めません。

副本は、紙ベースで提出してください。提出用ファイルの表紙に「桑名市小規模保育施設等整備事業者提出書類」と記載してください。目次を作成し、様式1-1「桑名市小規模保育施設等整備事業者申請書」に掲げる書類を順番に綴じてください。左綴じとし、書類名がわかるように右端にインデックス(一覧にあるNo.を記載すること)を付けて綴じてください。

- (5)副本については、すべての書類において法人名を伏せて作成してください。

7 提出書類

応募する法人は、様式1-1「桑名市小規模保育施設等整備事業者申請書」に掲げる書類を提出してください。

なお、提出書類の著作権は応募する法人に帰属します。提出内容が無断で使用することはありません。選定された事業者については、公表時など市が必要と認めるときには、その法人の承諾を得たうえで、無償で使用できるものとします。

【提出に係る留意事項】

(ア)提出に係る様式は、原則としてA4版縦で横書き両面印刷、左綴じとし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。図面などの補足資料は、必要に応じてA4版横、A3版横で使用すること。A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

- (イ) 言語は日本語とすること。(ただし、専門用語は除く)
- (ウ) 表紙は規定様式を使用し、ページ下部に通しページ番号を振ること。
- (エ) 記載内容については明瞭かつ具体的な内容とし、専門知識を有しないものに対する配慮をすること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義または説明を付記するなど、わかりやすい記載とすること。
- (オ) 桑名市小規模保育施設等整備事業者申請書(様式1-1)及び同申請書の添付書類を期間内に提出してください。なお、締切後の追加提出は認めませんのでご注意ください。(桑名市が提出を求めた場合を除く。)
- (カ) 提出された書類等は返却いたしません。
- (キ) 応募のために生じる一切の費用については申請者の負担とします。
- (ク) 必要に応じて、別途資料を請求する場合があります。

8 質問

募集要項等に関して質疑がある場合は、次のように取り扱います。

- (1) 受付期間 令和7年1月15日(水)午前9時から1月22日(水)午後5時まで
- (2) 提出方法 「桑名市小規模保育施設等整備事業者募集に係る質問書」(様式11)に記入し、電子メールにて提出してください。送受信確認のため、幼保支援課まで電話連絡をしてください。
- (3) 回 答 令和7年1月27日(月)に市のホームページに公開します。
ただし、質問のあった法人名は公表しません。

9 競争的対話

応募者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する応募者の理解を深め、また、市の意図と応募者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的に競争的対話を実施します。

対話内容のうち、募集要項等に関する事項については、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関わると市が判断したものや、提出者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したもの、事業者名や個人情報を含んだものを除いて、市のホームページで公表する場合があります。

- (1) 日 時 令和7年2月3日(月)午前10時から2月6日(木)午後3時まで
※参加法人数により時間調整を行う場合があります。
各応募者1時間程度を予定
- (2) 場 所 桑名市役所 子ども未来部 幼保支援課
- (3) 人 数 1法人3名まで
- (4) 申 込 令和7年1月28日(火)午前9時から1月31日(金)午後5時までに「競争的対話参加申込書」(様式12)を電子メールにて提出してください。送受信確認のため、幼保支援課まで電話連絡をしてください。

10 事業スケジュール

項目	日程
募集要項等の公表及び配布	令和7年1月10日（金）
質問受付期間	令和7年1月15日（水）～1月22日（水）
回答期限	令和7年1月27日（月）
競争的対話申込受付	令和7年1月28日（火）～1月31日（金）
競争的対話	令和7年2月3日（月）～2月6日（木）
応募書類の受付	令和7年2月7日（金）～3月7日（金）
書類及びプレゼン審査	令和7年3月24日（月）
選定結果の公表、通知	令和7年3月下旬
開園	令和7年10月まで

11 事業者の選定

(1) 候補者の選定について

ア 委員会による審査

(ア) 書類審査

応募事業者から提出された設置場所や応募事業者の財務状況、事業計画内容その他の事項について書類審査を行います。

書類審査において書類不備等があった応募事業者は、プレゼンテーション審査に進めません。

(イ) プレゼンテーション審査

書類審査後、応募事業者から提出された事業計画内容その他の事項について、説明をしていただきます。なお、審査については非公開とし、プレゼンテーション審査の日時や会場等は、後日申請者に通知いたします。

プレゼンテーション審査には、応募された事業者の代表者及び保育内容や事業内容について説明ができる者が出席し説明を行い、出席者数は3名以内でお願いします。

(ウ) 評価

委員会は、地域住民等の理解を得る中で、事業所設置を進めるとともに、安定した財務状況であり、当該事業所の設置に際して適切な資金計画をもって、小規模保育事業所を整備し、また、保育に関して経験豊富な職員を配置し、個々の利用状況に鑑みながら、もっとも効果的な保育を実施する事業者について、委員会において別に定める評価項目及び評点に基づき、公平かつ適正に審査を行ったうえで、優先交渉権者を選定します。

評価方法は、各委員が出した評価点を合計し、その合計点に基づき事業者に順位を付けま

す。再度、委員会で、評価、順位等に問題はないか審議した後、選定した事業者を優先交渉権者とします。重点審査事項については、評価基準内の評価点数は2倍の配点とします。

合計点が同点の場合は、重点審査事項の獲得点数が多い事業者を優先します。応募資格を満たす者が1者のみの場合においても選定を行い、審査員全員の合計得点が配点の60%以上であれば優先交渉権者候補者とします。

なお、委員会の審査において、不適切であると評価された項目が1つでもあった事業者は、他の評価内容に関わらず優先交渉権者の対象とはいたしません。

また、合計点の60%に満たない場合も対象とはしません。

選定結果の通知後1ヶ月以内に、優先交渉権者が何らかの理由により辞退もしくは失格となった場合、次点の事業者が繰り上がり優先交渉権者となる場合があります。

イ 選定結果の通知及び公表

結果については、3月下旬に全応募事業者に対し通知することを予定しています。

公表は桑名市ホームページにて行い、優先交渉権者として決定した事業者（以下「決定者」という。）のみとします。

ウ 申請書類の公表

提出された申請書及び添付書類は、桑名市情報公開条例（平成16年桑名市条例第20号）に規定する公文書として取り扱われ、開示請求があった場合は原則として開示されます。

(2) 選定基準

選定における審査項目		
委員会の審査において、不適切であると評価された項目が1つでもあった事業者は、ほかの評価内容にかかわらず優先交渉権者の対象とはしない。（◎：重点審査事項）		
大項目	中項目	配点
事業者の基本方針	事業者の概要	5
	小規模保育事業運営の基本理念について	5
	◎児童福祉事業への熱意について	10
	施設長について	5
運営の適格性について	事業者の現在における経営状態	5
	◎職員の人材確保のための方策	10
	職員に対する研修及び人材育成に対する考え方	5
	桑名市又は他市での保育所等の実績	5
計画の妥当性	事業開始までのスケジュールの妥当性	5
	小規模保育事業年間収支計算書の妥当性	5
運営方針	◎健康管理・保育に関する考え方	10
	災害対策・事故防止等の安全策	5
	要望、苦情に対する対応について	5
	◎保護者支援、虐待防止について	10

施設	保育室について	5
	周辺環境について	5
	給食提供体制	5
社会情勢の変化に対応した事業 提案（保育所機能以外）	提案内容について	5
	市民サービスの向上について	5
	保育所機能との相乗効果について	5

評価基準

評価基準	評価点数	評価点数 (重要審査事項)
おおいに評価できる	5	10
評価できる	4	8
ふつう	3	6
あまり評価できない	2	4
評価できない	1	2
不適切である	0	0

12 注意事項

- (1) 誤字脱字等の修正を除き提出された資料の内容の変更は認めません。ただし、桑名市が必要と認めたときには、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合があります。
- (2) 既に市内において教育・保育施設を運営する事業者が、新たに小規模保育事業所を設置する場合は、事業所の新設を理由に既設の市内の教育・保育施設、小規模保育事業を廃止したり、定員を桑名市の承諾無しに減員しないこと。
- (3) 建築確認申請を含めた施設整備に係る費用及び開所前の職員の研修費用等運営に係る費用は全て応募事業者の負担とします。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、選定結果後であっても失格となる場合があります。
 - なお、失格となった場合、決定者が要した費用について桑名市は一切補償しません。
 - また、開設準備経費に係る補助を受けた場合は、補助金の返還を求めることがあります。
 - ア 応募書類等が本募集要項、法令、条例等関係規定の要求基準を満たさないことが後日明らかになった場合
 - イ 選定委員への接触等、審査の公平性に影響を与える行為があった場合または市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合
 - ウ 桑名市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだり、指示事項に正当な理由なく従わない場合
 - エ その他、関係法令及び本要項に違反し、又は逸脱したと認められる場合
 - オ 決定者であっても、応募申請書に記載された事項等に虚偽事項や重大な違反行為があると認められる場合

- カ 応募申請書に記載された事項等を桑名市に協議せず変更し、審査の評価に影響を与える
と認められる場合（設置場所、定員数、面積等を変更した場合）
 - キ 応募事業者及びその代理人並びにそれ以外の関係者が、選定に対する不当な要求を行う
場合
 - ク 不測の事態により当該事業の実施が困難となった場合
 - ケ 開設準備経費に係る改修費等の補助に関して、「5 開所に係る補助金について」に関する
補助申請に記載の内容に反したことが明らかになった場合
 - コ その他、桑名市が不適切と認めた場合
- (5) 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩しを行う場合等は、当該法人・所轄
庁の証明・許可等を受ける等、必要な手続きを行ってください。
- (6) 事業所整備を行うにあたり、関係機関とは十分に相談、協議の上、進めてください。
- (7) 利用定員は、保育の質の向上を図る中で、可能な限り多くの利用定員を設定してください。
なお、社会情勢の変化等により利用定員の変更を行う場合は、桑名市と協議してください。
- (8) 不測の事態により当該事業の実施が困難となった場合、公募を中止することがあります。
- (9) 審査及び事業者の選定は、応募者から提出された提案内容が、市の提示した条件等を満た
しているかを確認し、優先交渉権者を選定するためのものであり、その提案の細部まで法令等
に基づく承認を行うものではありません。

13 その他

- (1) 本募集要項の記載内容については、開設準備に係る改修費等の補助に関する事項を含め、
国及び桑名市の制度改正に伴い変更する場合があります。
- (2) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、桑名市と協議し定めることとします。
- (3) 事業所の設置認可後に、桑名市が運営・保育内容・会計処理等について指導を実施した場
合には、その指導に従っていただきます。

問い合わせ・応募先

桑名市中央町2丁目37番地

桑名市子ども未来部 幼保支援課

電話 0594-26-1513 FAX 0594-24-1111

電子メール: hoikushienm@city.kuwana.lg.jp